

一 交 第291号
令和 2年 8月 6日

保護者の皆様へ

一関警察署長
警視 板垣 則彦

お子様に対する交通事故発生時の御指導について（御依頼）

盛夏の候、皆様におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察業務の各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内におきまして、最近、児童・生徒と車両が衝突する交通事故が増加傾向にあります。

その中で特に問題となっているのが、

交通事故が発生した際に、車の運転手から「大丈夫？」と声をかけられ、
その場で「大丈夫です」と答えたために、運転手が安心して現場から立ち去る、いわゆる「大丈夫事故」

が多く発生しております。

当然のことながら、交通事故を起こしたときには、運転者には警察官に報告する義務がありますし、相手が負傷していれば救護する義務もあり、これらは道路交通法で規定されているものであります。

仮に、相手方が「大丈夫だ」と言ったとしても、その場から立ち去る理由にはならず、
悪意がなく立ち去ったとしても「ひき逃げ事件」として捜査することになります。

この場合、運転者は、過失運転致傷及び道路交通法違反（救護義務違反、事故不申告）により、刑事処分として罰金刑や懲役刑が科せられるほか、行政処分として免許取消し、そして数年間は運転免許を取得することができなくなり、重大な結果を引き起こすことになります。

最近、当署管内で発生したいわゆる「大丈夫事故」については、

- (1) 7月20日 山目地内 軽四輪乗用車 × 歩行者（小学4年生男子）
- (2) 7月27日 釣山地内 普通乗用車 × 自転車（高校1年生男子）
- (3) 7月29日 三関地内 普通乗用車 × 自転車（高校1年生女子）
- (4) 8月5日 上坊地内 軽四輪乗用車 × 自転車（高校1年生男子）

と相次いで発生している状況にあり、中には運転者の特定が困難で捜査が難航したものもあります。

そこで、皆様には、ご家庭において今一度交通事故発生時のお子様の対応について御指導をお願いする次第であります。

交通事故が発生した際には、車の運転者に道路交通法に定められた義務（警察官への報告、負傷者の救護等）が科せられるのは当然のことですが、当事者となったお子様についても、

相手方に安易に「大丈夫です」と答えず、次の適切な措置をとる

ということを御指導していただくようお願ひいたします。

この適切な措置とは、万が一、交通事故が発生した場合には、

- ① 怪我の有無にかかわらず、その場から本人が110番通報する、または事故当事者、付近の者に110番通報をお願いする
- ② 相手方の氏名や連絡先、車のナンバーを確認し、メモする
- ③ その場で保護者または学校に必ず連絡する

ということを徹底していただきたく存じます。

また、保護者の皆様についても、御自身が運転していた場合、

交通事故発生時は怪我の有無や相手方が「大丈夫」と話していても必ず警察に連絡すること

を必ず行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

交通事故を起こした直後は、誰もが冷静な気持ちを保つことは難しい状況にあります。

また、相手方から「大丈夫?」と声を掛けられると、ほとんどの方は怪我があつたり異常があるにもかかわらず、事故の動揺から「大丈夫です」と答えてしまう傾向にあります。

怪我があるにもかかわらず、安易に「大丈夫」と答えたことにより、相手方がわからず、最悪の場合、「泣き寝入り」となることもあります。

御多忙の折とは存じますが、何卒皆様方からお子様に対し、以上の内容につきまして御指導を賜りますようお願い申し上げます。

【この係：交通課長 Tel 0191-21-0110 (内線410)】